



FULCRUM

WEB応用レクチャー全10回
令和2年8月よりスタート

会計処理要件と税務

損金経理要件・帳簿要件は当然の前提か？
収益認識基準やインボイス方式への対応も踏まえて

ファルクラムは、昨今の新型コロナウイルス感染症事情に配慮し WEB 配信型の応用レクチャーを提供しております。その第一弾として、現在『税務調査通達を読み解く—税務調査の基礎から応用まで—』を配信中です（5月より）。

8月からは、第二弾『会計処理要件と税務—損金経理要件・帳簿要件は当然の前提か？収益認識基準やインボイス方式への対応も踏まえて—』を開講いたします。

ご自宅での多様な視聴スタイルを想定し1コマ約50分（全10回）としておりますので、生活リズムに応じて柔軟にご受講いただけます（ライブ配信ではございませんので、いつでもご視聴可能です）。

○ スケジュール・テーマ

8月より毎週1回 Web 配信（事務局より URL をご案内します。ライブ配信ではございません）

法人税法は、しばしば税務会計上の処理を課税要件として規定しています。かかる会計処理要件の代表的なものが「損金経理要件」です。損金経理要件は、実務的には当たり前すぎる要件であって、特段の意識をせず処理している場面も多々あるでしょう。しかし、同要件はなぜ必要なのでしょう？なぜ、当然のことを法は求めているのでしょうか？平成30年度税制改正において新設された法人税法22条の2では「収益経理要件」ともいべき要件も導入されましたが、このような疑問は、消費税法における帳簿要件の議論にも通じます。消費税法に目を転じると、数年後に控えるインボイス方式の開始と従来の帳簿要件との関係も注目されます。今回のレクチャーでは、会計処理要件の角度から各種租税法を眺めます。

第1回 損金経理要件

第2回 通達における損金経理の要請

第3回 収益認識基準の影響

第4回 損金経理要件と株式評価

第5回 損金経理要件と正規の簿記の原則

第6回 総額主義による記帳

第7回 法人税法上の「帳簿書類」と消費税法上の「帳簿」

第8回 電子帳簿保存法の「明瞭性」

第9回 青色申告制度のあり方

第10回 帳簿不備と重加算税

○ 講師

酒井克彦（ファルクラム所長・中央大学法科大学院教授・博士（法学））

○ 受講料（全10回）

会員 55,000円（税込）*研究ゼミ会員は11,000円（税込）

一般 88,000円（税込）

*テキストとして酒井克彦著『プログレッシブ税務会計論IV—会計処理要件（経理要件・帳簿要件）—』（中央経済社2019）を使用します。

お申込QRコード

<https://bit.ly/fu20208>

お申込は上記URLまたは右QRコードより



HPはこちら



FULCRUM
一般社団法人ファルクラム

TEL: 03-6304-7491 FAX: 03-6632-7480

E-mail: jimu@ful-crum.info HP: <http://fulcrumtax.net/>